

愛媛県立宇和島水産高等学校新校舎建設に係る基本計画策定業務 仕 様 書

1 業務名

愛媛県立宇和島水産高等学校新校舎建設に係る基本計画策定業務

2 業務の目的

愛媛県では、令和8年2月に文部科学省が公表した「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想）」に沿った高校教育改革を実現するため、改革先導拠点となる学校を創出し、次代の学びに対応した教育環境の整備を図る中で、産業イノベーション人材育成等に資する取組みを推進することとしている。

本業務は、改革先導拠点校の一つである宇和島水産高等学校に、稚魚の生産から養殖まで実施できる設備や海外輸出（対米・対EU等）に対応した食品加工設備を備えた新校舎を、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）で建設するに当たって必要な条件や要求水準、概算事業費等を整理・明確化することを目的とする。

3 施設の概要

(1) 施設名称等

愛媛県立宇和島水産高等学校 水産創生科実習棟（仮）

※最新の実習・研究設備を備え、実践的な養殖技術や水産加工技術の習得を可能とする実習棟で、建物の構造及び規模については、RC造2階建て、延床面積2,900㎡程度を想定。

(2) 建設地

愛媛県立宇和島水産高等学校の敷地内（宇和島市明倫町1-2-20）

(3) 建設地の情報

別紙配置図・平面図参照

(4) 設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）による新校舎建設期間

令和9年7月～令和11年1月（予定）

4 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

※なお、受託者は、令和8年11月中旬を目途に概算事業費を算定し、発注者に報告するものとする。

5 業務の実施

(1) 本業務は本仕様書に基づき実施すること。

(2) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。

(3) 受託者は、業務の実施に当たっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。

(4) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

(5) 受託者は、自らの組織の中から管理技術者を選任し、発注者に通知すること。

- (6) 業務の実施に関して疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。なお、記載内容に変更が生じた場合には速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。

- ア 業務内容
- イ 業務詳細工程
- ウ 業務実施体制及び組織図
- エ 業務フローチャート
- オ 打合せ計画
- カ 連絡体制
- キ その他発注者が必要とする事項

7 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と適宜打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受託者がその都度記録する。記録は、Word形式（A4縦型・横書き）で速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として当該データを電子メールにより提出すること。

8 引渡前における成果品の使用等

委託期間途中においても、発注者は受託者の承諾を得ることで、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

9 検査

受託者は、業務が完了したときは、発注者に業務完了報告書で通知するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

10 業務内容

以下の事項について、先進事例の積極的な情報収集・提供を行い、発注者と十分な打ち合わせを行いながら、整理・検討を行い、基本計画を策定すること。

(1) 新校舎建設に係る基本計画策定業務

- ア 現況調査・地質調査（下記11を参照）
- イ 必要諸室及び施設機能の整理
- ウ 学校運営に適したゾーニング計画
- エ 設備・材料方針の検討
- オ 概算事業費の算定

新校舎の建設を、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）で発注する場合に必要な概算事業費（設計・監理費、本体工事費、付帯・外構工事費等、必要な関連費用を全て含んだ全体事業費）を算定すること。

カ 基本計画書の作成（地質調査報告書の作成を含む）

キ 敷地計画・配置計画

ク 教室・共用施設などの平面構成案

ケ 建物イメージ・外観スケッチの作成

(2) 基本計画策定にあたっての要求事項

ア 文部科学省が策定している「高等学校施設整備指針」を踏まえた計画とすること。

イ 生徒及び教職員の安心・安全な学習環境の確保に配慮した動線計画とすること。

ウ 建築基準法、消防法、バリアフリー法、省エネルギー法など関係法令及び条例等に適合した計画とすること。

エ 防災・災害対策機能を考慮した計画とすること。

オ 防犯・セキュリティ対策機能を考慮した計画とすること。

カ ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。

キ 環境負荷の低減（省エネルギー化）に配慮した計画とすること。

ク ライフサイクルコストの低減に配慮した計画とすること。

ケ 周辺環境との調和に配慮した景観計画とするほか、外構計画については、周辺との関係、地盤高、雨水排水の処理等に配慮すること。

11 地質調査仕様

校舎建設予定地の地盤条件の把握のため、必要な地質調査を実施するものとする。

なお、調査数量等の想定は以下のとおりであり、詳細については発注者と協議の上決定するものとする。

- ・機械ボーリング ノンコアΦ66 22.0m×5カ所
 - ※（想定土質）粘性土シルト：10.0m
 - 砂・砂質土：10.0m
 - 礫混じり土砂：2.0m
- ・標準貫入試験 深度1.0mごと
- ・土質試験 土粒子の密度試験
 - 土の含水比試験
 - 土の粒度試験

12 成果物

- (1) 基本計画書（紙・電子データ）
- (2) 概算事業費報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 打合せ・説明資料（プレゼン資料等）

13 成果品の著作権

本業務によって生じる成果品（計画書、図面、資料等）の著作権は全て発注者である県に帰属し、県は複製、改変、第三者提供その他一切の利用を自由に行うことができるものとする。また、受託者は、県の承諾なしに当該成果物を使用又は公表してはならない。

14 その他

- (1) 基本計画策定に関し、関係官公署との協議、各種法令的手続きなどの必要となる事項を整理すること。
- (2) 上記業務内容に付随して、受託者の経験から本業務にあって必要と思われる事項についての支援を行うこと。
- (3) 受託者は、計画策定業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、その都度協議の上、決定すること。